

岡崎市多様な働き方推進事業者認証制度実施要綱

（目的）

第1条 まち・ひと・しごと創生法（平成26年法律第136号）第10条に基づき策定された岡崎市まち・ひと・しごと創生総合戦略において、「女性活躍推進」、「ワーク・ライフ・バランス」及び「多様な人材の活躍」等に積極的に取り組む市内事業者等（以下、「事業者」とする。）を認証し、その取組を広く公表することにより、事業者が性別等にかかわらずその個性と能力を十分に発揮できる職場改革の一層の促進を図ることを目的とする。

（認証要件）

第2条 岡崎市多様な働き方推進事業者認証制度（以下、「ウィズ認証」とする。）の対象となる事業者は、市内事業者又は準市内事業者とし、次のいずれの分野にも積極的に取り組んでいる事業者とする。

- (1) 女性の採用・登用や職域拡大のため積極的な取組を行っている事業者
- (2) ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）を支援するため積極的な取組を行っている事業者
- (3) 性別・年齢・国籍等にかかわらず、全ての人が共同して参画できる職場づくりに向け積極的な取組を行っている事業者

2 次のいずれかに該当する場合は、ウィズ認証を受けることができない。

- (1) 各種法令に違反しているもの
- (2) 行政機関からの指導を受け、改善がなされていないもの
- (3) 暴力団又は暴力団員と密接な関係を有するもの
- (4) その他、公序良俗又は善良な風俗に反するおそれがあると認められるもの

3 前項の規定にかかわらず、市長が適当でないと認める場合は、認証対象から除外することができる。

（申請）

第3条 認証を受けようとする事業者（以下、「申請事業者」という。）は、指定する電子申請に申請内容を記載し、次に掲げる書類を添えて認証申請期間内に市長に申請するものとする。

- (1) 申請内容の記載内容を補足するもの
- (2) その他市長が必要と認める書類

2 市長は、必要に応じて申請事業者に、聞き取り調査や現地調査を行

うことができる。

（認証基準）

第4条 認証は、申請内容を基に審査を行う。取組項目数に応じた段階別の認証基準を次の各号に定める。なお、第2条第1項で定めるいずれの分野も、少なくとも2つ以上は取組項目がなければならない。

- (1) 星3つ 21項目以上（7割）
- (2) 星2つ 18項目以上（6割）
- (3) 星1つ 15項目以上（5割）

2 前項の基準に満たさない場合は、認証しないものとする。

（認証手続）

第5条 市長は、第3条第1項により申請のあった申請事業者について、第4条の認証基準に基づき審査し、基準を満たす事業者（以下、「認証事業者」という。）に対しては、結果通知書（様式1号）及び認証書（様式2号）を交付するとともに、認証後は速やかにホームページで公開する。

2 市長は、前条第2項のとおり認証基準に適合しない場合は、結果通知書（様式1号）により、申請事業者にその旨を通知する。

（認証の有効期間）

第6条 認証の有効期間は、5年間（認証した日から起算して5年を経過した年の年度末まで）とする。

2 認証事業者が、認証期間中に再度申請し、認証を受けた場合の認証期間は、前項の規定に関わらず、再度認証を受けた日から起算して5年間（認証した日から起算して5年を経過した年の年度末まで）とする。

（更新）

第7条 認証事業者が認証期間の満了後も引き続き認証を受けようとする場合は、有効期間内に更新を行わなければならない。更新は第3条、第4条及び第5条の規定を準用する。

（取組状況の把握）

第8条 市長は、取組状況の把握をするため、必要に応じて、認証事業者に聞き取り調査や現地調査を実施するほか、取組状況がわかる書類等の提出を求めることができる。

（認証事業者への支援）

第9条 市長は、認証事業者に対して、次に掲げる支援を行うものとする。

- (1) 認証事業者が発行する印刷物等に認証マーク（様式第3号）を使用できること。
- (2) ホームページ等を活用し、認証事業者の取組内容等について、広報を行うこと。
- (3) その他認証事業者の支援に資すること。

（変更・辞退の届出）

第10条 認証事業者は、次に掲げる事項に変更があった場合は、当該変更が生じた日から30日以内に、指定する電子申請により変更の旨を市長に届け出なければならない。

- (1) 事業者名称
- (2) 代表者の氏名
- (3) 所在地

2 認証事業者は、第2条に規定する認証要件を満たさなくなったとき又は認証の継続の意思がないときは、速やかに、指定する電子申請により認証辞退の旨を市長に届け出なければならない。

（認証の取消し）

第11条 市長は、認証事業者が第2条に規定する認証要件を満たさないことが明らかになったとき又は認証事業者として適当でないと認めるときは、認証を取り消すことができる。

2 市長は、前項の規定に基づき、認証を取り消すときは、その理由を付して、認証事業者に通知するものとする。

3 認証事業者は、認証の取消しを受けたときは、速やかに、認証書を市長に返納しなければならない。

（その他）

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

この要綱は、令和7年5月26日から施行する。

様式第 1 号

岡崎市多様な働き方推進事業者認証制度「ウィズ認証」
結果通知書

(認証申請者)

事業者名称

代表者職・氏名

岡崎市長

年 月 日付けで申請のあった岡崎市多様な働き方推進事業者
認証制度「ウィズ認証」について、岡崎市多様な働き方推進事業者
認証制度実施要綱第 5 条の規定により、下記のとおり結果を通知し
ます。

記

審査結果

備考

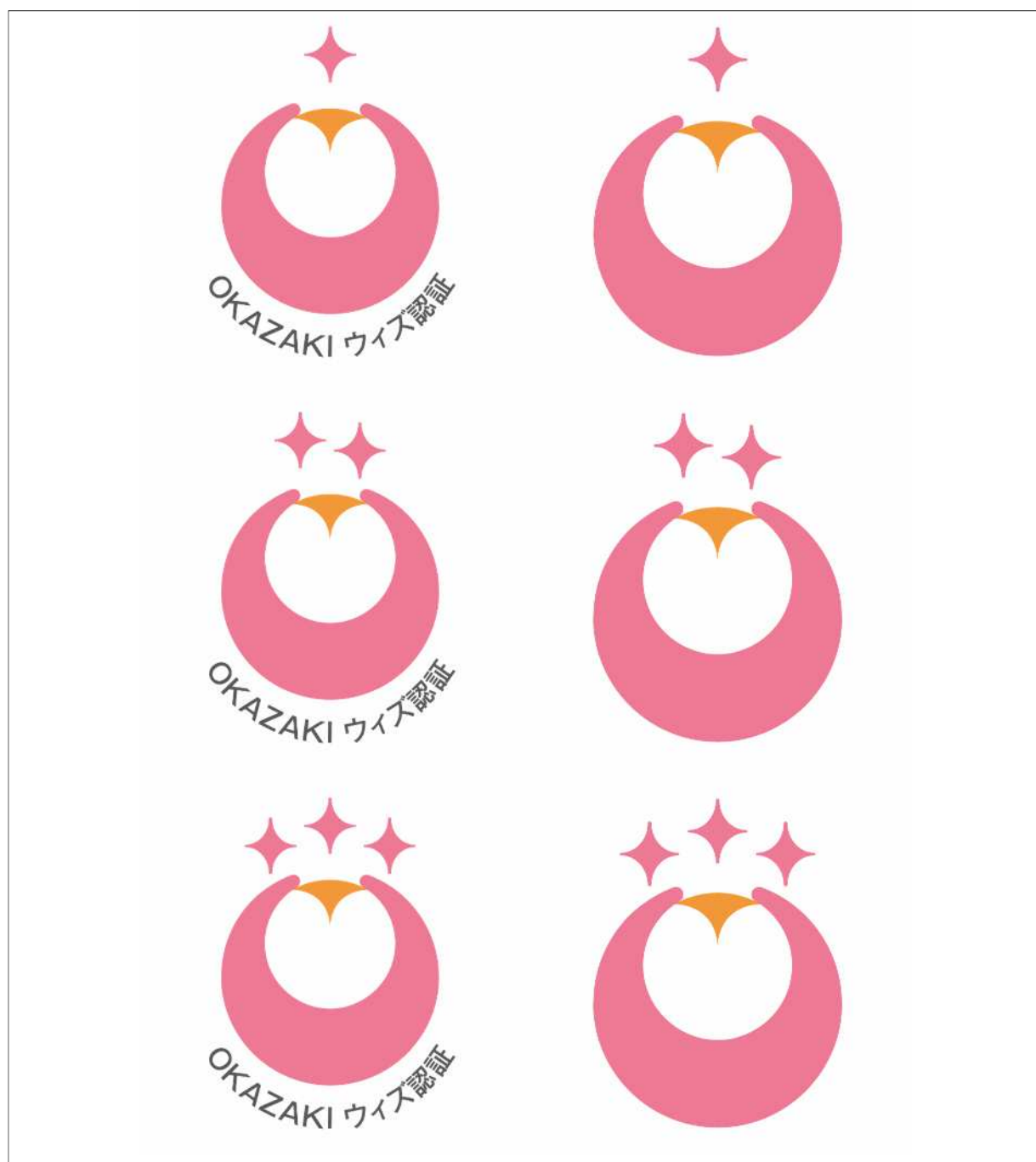
- 1 寸法は、縦 297 ミリメートル、横 210 メートルとする。
- 2 審査結果には、「星○として認証」、または「不認証」と記載する。

			
岡崎市多様な働き方推進事業者			
ウィズ認証 認証書			
			
認証番号			
事業者名			
認証日	年	月	日
有効期限	年	月	日
誰もが働きやすい職場づくりに積極的に取り組む 「岡崎市多様な働き方推進事業者」として認証します。			
岡崎市長			

備考

- 1 寸法は、縦 297 ミリメートル、横 210 メートルとする。
- 2 ロゴマークは、認証基準に応じて添付するものとする。

様式 3 号



備考

- ・ 認証基準に応じて、配付するものとする。
- ・ 定めた形、色等の規格に沿って正しく使用するものとする。